

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市内で発生したごみであることを確認するため

**令和5年4月1日から、ごみ搬入時に
社員証や運転免許証などの提示**が必要です。

事業所名や搬入者などが確認できない場合は搬入できませんのでご注意ください！

■注意事項■

- ☑ 持ち込めるごみは、**一般廃棄物であって敷根清掃センターで処理できるもののみ**です。産業廃棄物は持ち込めません。
- ☑ 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに分別し、資源物は混入させないでください。
- ☑ リフォームや解体に伴って発生する不用な量は、産業廃棄物に該当します。
- ☑ 事業ごみとして排出されるスプリング入りマットレス等は、産業廃棄物に該当します。
- ☑ 市の許可を受けずに、他人の一般廃棄物を収集・運搬することは違法です。必ず市の許可を受けた業者に依頼してください。
- ☑ ごみを搬入する際、内容物を確認する場合があります。

事業者の方

次の3点を提示してください。（提示された証明証等は、コピーをとる場合があります）

- 1：持ち込む方の運転免許証
- 2：市内に事業所があることが確認できるもの（社員証、名刺、事業所宛の郵便物など）
- 3：経営者または従業員であることが確認できるもの（社員証、名刺、健康保険証など）